

請 願 文 書 表	
受理年月日 及び番号	令和6年9月2日 第19号
件 名	文京区のまちづくりの定義を明確にし、真の住民参加／参画の実現に道を拓く「文の京」まちづくり基本条例（仮称）の検討を求める請願
請 願 者	文京区千石四丁目 35 番 16 号 みんなでみんなのまちづくり 代表 屋和田 珠里
紹介議員	千 田 恵美子
請願の要旨	次 頁 の と お り
付託委員会	建設委員会

請願理由

文京区には他の自治体にあるような総合的な「まちづくり基本条例」がありません。「まちづくり活動の支援策」があるとはいえ、「推進要綱」や「コンサルタントの派遣」、一般的な「協議会への支援」しかなく、世田谷、練馬、目黒区、千葉県茂原市のようなまちづくり支援策を充実している自治体と比べると総じて遅れており、支援内容も限られているように映ります。一方、区全体を見渡すと、建築紛争自体の件数は少なくなっているかもしれませんが、区立学校の建て替えや図書館の改装、公園整備を巡っては、「子どもや若者を含め広く住民意見を聴く仕組みが制度として整っていない」「住民参加が形式だけで実質的な参加・参画が蔑ろにされている」「区と区民のみならず、子どもや若者を含めた地域住民の間における情報共有のあり方や理解に偏りや濃淡がある」等の声があちらこちらで上がっています。

文京区に必要なのは区民のまちづくりに対する熱意や意欲を受け止めた上で、それをしっかり支え、協働で実現につなげるための行政上のステップをきめ細かく丁寧に整えることであり、「文の京」まちづくり基本条例（仮称）は子どもや若者を含むすべての地域住民に開かれたまちづくりをサポートする役割を担います。

全国市区町村の既存の「まちづくり基本条例」や関連条例・要綱等を詳細に調べ、まちづくりの「理念」や「定義」「将来都市像」の描き方、防災・減災まちづくり施策の盛り込み方等を含め、「文の京」にふさわしい条例をつくるのが区民の最善の利益に適います。また、この基本条例は地元・地域の区民のまちづくりに関する提案を全庁的に検討するスキーム（広く意見や要望等を集約し、まちづくり行政に生かす仕組み）のあり方も含みます。「協働・協治」の理念に則り、専門家や区民による検討を十分に行いまちづくりに参画する主体としての区民の位置づけを明確にした上で、区民と開発事業者との関係を調整する区の役割も明記することを通じて文京区の総合的なまちづくりに資する基本条例となるものです。

「まちづくり推進要綱」をはじめとする現状の仕組みをさらに発展させ、先に挙げた自治体並みに支援策を充実させながら、条例制定を通じ、まちづくり行政上のステップのハードルを下げるとともに、きめ細かく丁寧に整える（区民の意見・要望を集約・反映しやすく、参加・参画しやすくすることを含む）検討をするよう区に働きかけていただきたく、貴議会に下記のとおりお願いいたします。

請願事項

- 1 「文の京」のまちづくりの手法として、子どもや若者を含めた幅広い地域住民が構想段階から参加・参画できるような「パブリック・インボルブメント（P I）」や、「文の京」版コンサルテーションの手法などを区の仕組みとして整えることのメリット・デメリット等を調査・研究してください。
- 2 「パブリック・インボルブメント（P I）」や、フランスの都市計画やまちづくりにおける「コンサルテーション」の手法を参考に、子どもや若者を含めて幅広く区民の意見を聞き、構想着手前の早い段階から区民への情報提供と対話の場を設け、区民が十分に情報共有し、また意見や要望が取り入れられるような仕組みを検討してください。
- 3 「延べ面積が1万平方メートルを超える中高層建築物」等については東京都の取扱いになるとはいえ、区が区民の意向や要望等をしっかり受け止め、正確に都に伝え、何をどう伝えたか区民が検証できる仕組みを調査・研究してください。
- 4 文京区としての「まちづくり」の定義と基本理念を定めた上で、上記1～2を踏まえ、上記3の仕組みも検討課題としつつ、他の自治体に見劣りしない安全・安心な住環境や子育て・教育環境の充実・強化など令和の新時代に相応しい「文の京」まちづくり基本条例（仮称）を検討してください。